

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 2度目の未成年者控除

Q: 私は、昭和60年に父が亡くなり、財産を相続しましたが、当時4歳でしたので、未成年者控除の適用を受けました。

今年の2月に母が亡くなり、相続税の申告をしなければならないのですが、私は現在16歳ですので、再度未成年者控除を受けてもよいでしょうか。

A: お父さんから相続により取得した財産についての相続税額の計算上控除しきれなかった未成年者控除額がある場合に限り、その範囲内で控除が受けられます。

### 【解説】

未成年者控除とは、その未成年者の相続税額から、その未成年者が20歳に達するまでの年数1年当たり6万円が控除できるものです。

未成年者控除額は、昭和62年までは、20歳に達するまでの年数1年につき3万円でしたが、昭和63年以降は6万円に引き上げられました。最初の相続が昭和62年12月31日以前の場合、控除しきれなかった金額を1年につき3万円を基に計算すると、控除額が引き上げられた恩典が受けられなくなります。

そこで、このような場合には、最初の相続の際に現在の控除額（1年につき6万円）を基に計算した金額から、既に控除を受けた金額（未成年者の扶養義務者の相続税額から控除を受けた金額を含みます）を差し引いた残額があるときは、その残額の範囲内で控除が受けられることになっています。

